

福岡市空き家バンク登録事業者を募集します!!

福岡市空き家バンク制度とは

空き家バンクを通じた情報発信を行うことで、管理不全空家等の発生を未然に防止するとともに、地域の活性化を図ることを目的とした制度です。空き家を売りたい・貸したい方から市に提供された物件情報を、空き家を買いたい・借りたい方に紹介します。

物件情報は市HPの他、協力不動産団体【(公社)福岡県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会福岡県支部】が運営する福岡県空き家バンク特設サイトに詳細情報が掲載されます。

福岡市空き家バンク登録事業者の募集について

不動産の専門家である宅地建物取引業者の皆様で、空き家バンクの運営にご協力いただける登録事業者の募集を行います。登録有効期限は、登録の決定した日からその属する年度の翌々年度末までです。(例:令和8年7月20日に登録 → 令和11年3月31日まで)※更新する場合、再度申請が必要です。

登録事業者とは?

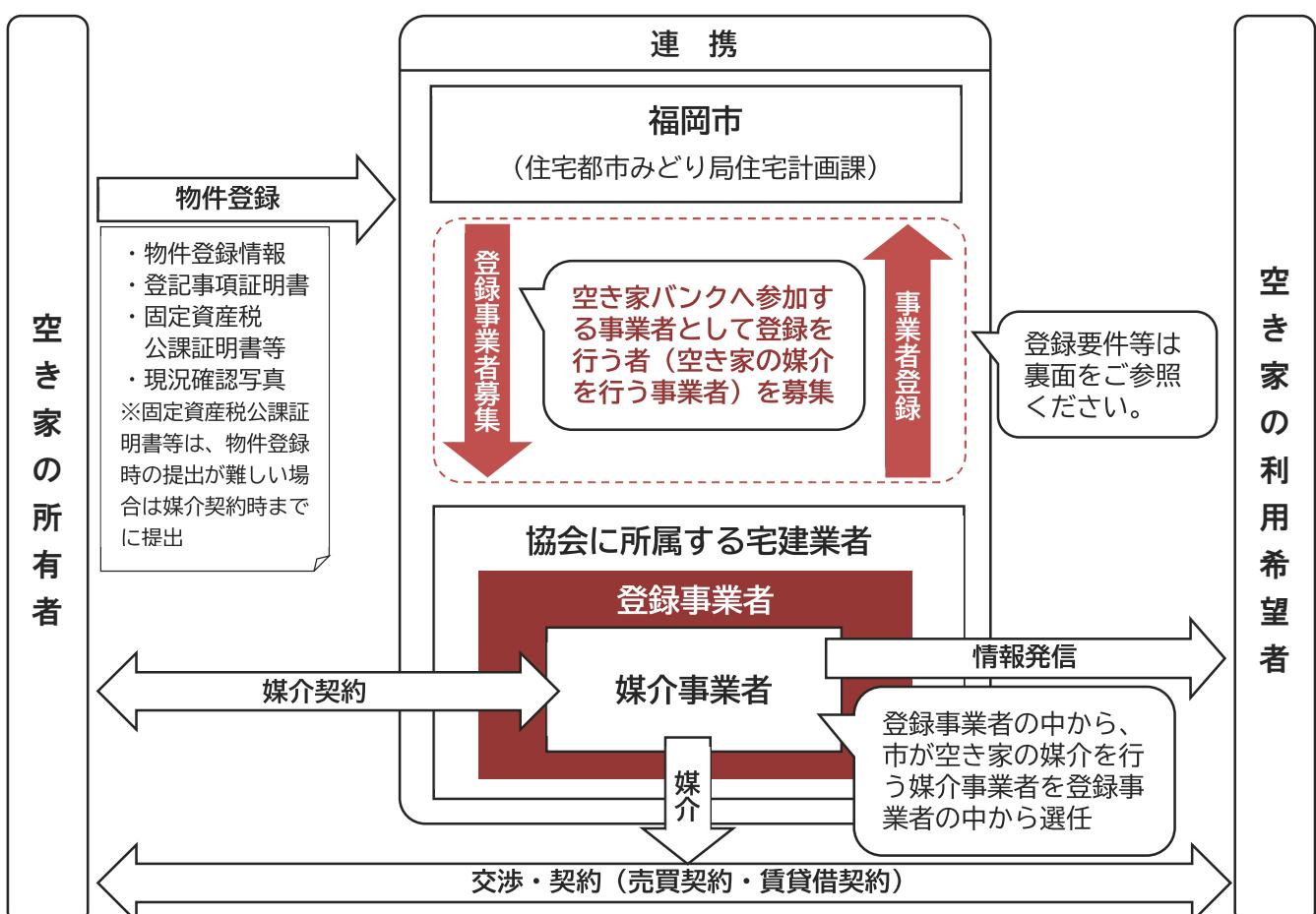
福岡市に情報提供される空き家物件の媒介を行うことを前提として、福岡市に事業者登録を行う宅建業者をいいます。登録事業者の中から、市が実際に空き家物件の媒介を行う媒介事業者を選任・依頼します。

募集時期

令和8年2月2日(月)から随時募集

※令和8年4月1日(水)以降に
登録事業者として登録されます。

福岡市空き家バンク仕組み



登録事業者要件

- (公社)福岡県宅地建物取引業協会(東部・博多・福岡西・中央・南部支部)又は(公社)全日本不動産協会福岡県本部のいずれかの団体に所属している宅建業者であること。
- 福岡市内に事業所を置いていること。
- 市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)の滞納がないこと。
- 代表者(法人の場合は役員を含む)が、暴力団員でないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- ふれんず又はラビーネット内の特設サイト「福岡県空き家バンク」の運用が可能であること。
- (一社)九州不動産公正取引協議会から過去2年間「厳重警告」以上の措置を受けていないこと。

登録事業者要件

登録を希望する事業者は次に掲げる書類を添えて、市へ提出して下さい。

- 登録事業者申請書兼同意書(様式第1号)
- 役員等名簿(様式第2号)
- 宅地建物取引業者免許証の写し

問合せ先・提出先

福岡市住宅都市みどり局住宅計画課住宅計画係(福岡市庁舎3階)
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
TEL:092-711-4598 FAX:092-733-5589

【メール】

件名は「福岡市空き家バンク事業者登録申請」とし、m-jutaku@city.fukuoka.lg.jpに送信ください。
※郵送、持込での提出の場合は、事前にご相談ください。

<各種申請様式等ダウンロード>(福岡市ホームページ)
暮らし・手続き→住まい・引越し→空き家の流通促進→福岡市空き家バンク

<福岡県空き家バンクに関するページ>

- ふれんず【福岡県宅地建物取引業協会】
<https://akiyabank.f-takken.com/>
- ラビーネット【全日本不動産協会】
<https://rabbynet.zennichi.or.jp/buy/house/special/akiya/>

事業者登録申請の流れ

- 1 登録事業者申請後、登録エリア(事務所所在地)・登録区分毎に登録事業者として登録します。

<登録エリア(事務所所在地)>

- 東区
- 博多区
- 城南区
- 早良区
- 西区
- 中央区
- 南区

<登録区分>

- 売買
- 賃貸
- 売買及び賃貸

- 2 空き家物件所在地の属するエリアの登録事業者名簿の記載順^{※1}に、市が媒介事業者^{※2}を選任します。

※1 登録事業者名簿の記載順は、登録申請受付順になります。(申請書類の提出状況等によっては順番が前後する可能性があります)

※2 登録事業者の中から、実際に空き家物件の媒介を行う事業者をいいます。事務所所在地とは異なるエリアの空き家の媒介をお願いする場合もあります。

- 3 空き家物件情報を市が提供します。

!重要!

提供情報に加えて、別途責任を持って物件調査を行って下さい。

- 4 提供を受けた情報をもとに、空き家物件の所有者と媒介契約を締結します。



!重要!

媒介契約を締結できない特段の理由がない限り、媒介契約の締結をお願いしています。

- 5 媒介契約締結後、ふれんず又はラビーネット内の特設サイト「福岡県空き家バンク」へ物件を掲載し、購入等希望者へ情報発信を行います。



- 6 売買等契約成立後、市へ報告をお願いします。

一注意事項一

- 空き家バンクは、他の取引を妨げるものではありません。
- 個人情報の取り扱いには十分な注意をお願いします。
- 物件登録者と媒介希望者との間における交渉及び契約に、市は直接関与しません。